

宮古島市の人口

令和6年2月29日現在
※人口は外国人数を含む

(2月の人口動態)
 転入 199 転出 218
 出生 31 死亡 51

総人口	55,657 (+ 104)
平良	38,559 (+ 303)
城辺	5,373 (- 73)
下地	3,005 (+ 6)
上野	3,899 (- 38)
伊良部	4,821 (- 94)
男性	28,204 (+ 86)
女性	27,453 (+ 18)
世帯数	30,217 (+ 800)

(かっこ内は前年同月比較)

「楽天トラベル 地域創生賞 イベント＆ニュース」
2023 「ゴールドアワード」を受賞しました

楽天グループ株式会社が国内の宿泊施設や自治体を表彰する「楽天トラベルアワード2023」を発表し、宮古島市が「楽天トラベル地域創生賞」を受賞しました。「楽天トラベル地域創生賞」は、ふるさと納税を通じて特に応援された自治体を、ゴールド、シルバー、ブロンズ、の3種類のアワードに分けて表彰するものであり、宮古島市は今回、全国から3自治体のみが選ばれる「ゴールドアワード」に選定されました。市では、今後も多くの寄附者から選んでいただけるよう、ふるさと納税における返礼品の充実・発信等に取り組んでいきます。



座喜味市長にトロフィーを贈る楽天グループ株式会社の山崎さん(左)

「赤十字功労者受章」を受賞しました イベント＆ニュース

赤十字事業の推進に貢献したとして、日本赤十字社沖縄県支部主催「令和6年沖縄県赤十字大会」において、本市より赤十字奉仕団3名を含む4名、法人5社が表彰されました。赤十字奉仕団仲原委員長ら役員とともに座喜味市長へ受章を報告しました。各受章者は次の通り。(敬称略)

【金色有功章】 上地伸栄
 【銀色有功章】 株式会社野津商事、株式会社寄川商会、株式会社興武測量設計、住宅情報センター株式会社、有限会社カイホウ計画
 【感謝状】 下地栄子、與那覇教子、下地和枝




受賞者と赤十字奉仕団の皆さん

2024年4月クルーズ船主な入港予定(3月12日時点)

04/02	火	7:00	ドリーム	04/15	木	8:00	コスタセレナ
04/03	水	8:00	シーボーンオデッセイ	04/16	火	8:00	メディテラニア
04/08	月	7:00	ドリーム	04/30	火	7:00	ドリーム
04/11	木	12:00	メディテラニア				
04/13	土	8:00	コスタセレナ				

最新の入港予定はこちら ▶▶▶
またはインターネット検索で「宮古島市クルーズ船」



※予定は変動する可能性があります。 問 港湾課 ☎ 72-4876

特別職国家公務員への道 自衛隊への就職案内

募集項目	受験資格	志願受付期間	試験期日
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の者	3月1日(金)～5月7日(火)	1次:5月17日(金)～26日(日)のいずれか1日
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の者	年間を通じ募集	お問い合わせください
予備自衛官補	一般	18歳以上52歳未満の者	1月22日(月) 4月6日(土)～21日(日)
	技能	18歳以上で保有する資格に 応じ53歳～55歳未満の者	～4月11日(木) いずれか1日

資料請求



問 自衛隊沖縄地方協力本部 宮古島出張所 ☎ 72-4742

障害者差別解消法がかわります
令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会(共生社会)を実現することを目指し、障害者差別解消法が制定されています。事業者の皆様もどのような取組ができるか考えていきましょう。

改正後	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ 義務

詳しくはここから

内閣府 HP

例えば障害のある人が来店したときに…



障害のある方は入店お断りです

来店するときは服装と一緒に教えてください

ほしい商品があるのですが、目が見えないので売り場が分かりません

せれならお求めの商品の売り場まで案内しますね

不当な差別的取扱い 禁止
 ●障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間を制限すること、障害のない人には付けられない条件をつけること等は**禁止**されています。


合理的配慮 令和6年4月1日～事業者も義務
 ●障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示された時には、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

問 障がい福祉課 ☎ 73-1975 出典：内閣府資料

漁業権対象種の水産動植物を採捕しないで下さい

宮古島市では、共同漁業権(第22号)により、県の免許を受けた漁業協同組合(漁協)の組合員以外、原則として下記の水産動植物を採捕することができません。組合員以外の方が採捕した場合には、漁業法第195条により、漁業権侵害で告訴され、100万円以下の罰金に処せられる可能性があります。※原則として漁業協同組合員以外の採捕はできません。

海藻類	水産動物	貝類
ヒトゲサ(あーさ) モズク(すぬい) クビレヅタ(んきゃふ・海ぶどう)	ウニ類(かずさ・かずつあ) シラヒゲウニなど イセエビ類(さずい) ゴシキエビなど セミエビ類・ソウリエビ類 ナマコ類(ふうつきずい) 全種類 タコ類(たく) シマダコなど	シヤコ貝類(にごう) ヒメジャコなど サラサバテイ(たかせがい) ヤコウガイ(やこうがい) マガキガイ(ていらじゃ) サザエ類(んな・びんな) チョウセンサザエなど



※上記の動植物の他に水産資源の保護のため、沖縄県漁業調整規則において採捕が禁止されている動物(造礁サンゴ類、ウミガメ類(卵を含む)など)採捕禁止期間や体長サイズ(殻長や体長など)が設定されている水産動物があり、漁業協同組合員であっても罰則の対象となります。(漁業協同組合員が採捕する際には、知事許可や漁業調整委員会の承認が必要)

サンゴ類を販売目的で採捕することは禁止されており、違反した場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

詳しくは、沖縄県農林水産部水産課ホームページをご覧ください。また沖縄県宮古農林水産振興センター・宮古島海上保安部・宮古島市水産課・各地域の漁業協同組合にお問い合わせ下さい。

問 沖縄県宮古農林水産振興センター ☎ 72-2365 水産課 ☎ 74-2212